

政策決定会議の結果について

(日時) 令和8年7月8日(水) 9時～9時15分

(場所) 印西市役所 本庁舎4階 41会議室

(出席者)

藤代市長、染谷副市長、野崎副市長、渡邊教育長

総務部長、企画財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長、生涯学習部長、上下水道部長、総務課長、財政課長、企画政策課長

(欠席者)

なし

(説明員)

企画政策課 : 企画政策課長、阿部主査

開発建築課 : 開発建築課長、住宅係長

【令和8－9】 コンセプトロゴの決定について 【企画政策課】

本市は、これまで人口増加を続けてまいりましたが、令和12(2030)年頃をピークに人口減少局面を迎える見込みです。これからの時代を見据え、人口増加を前提としたまちづくりから「選ばれるまち」への転換が求められています。本市の大きな強みである「住みよさ」に加え、豊かな自然・教育環境・職住近接という特長を再定義し、これからの時代を、人間らしく健やかに暮らしていける未来都市を実現するため、新しいコンセプトロゴを作成しました。このコンセプトは印西市第2次基本計画の経営ビジョン「『緑育職住』近接の、未来都市。」を、市内外の皆さまへわかりやすく伝えるためのメッセージとして位置づけています。

(審議の経過)

【資料の補足説明なし】

(意見)

○コンセプトロゴは効果的に使うことが重要である。職員にもコンセプト等を周知し積極的な活用をお願いしたい。

【令和8－9】について、決定

【令和8－10】 印西市空家等対策計画策定基本方針(案)について 【開発建築課】

1. 理由

令和2年3月に策定した「印西市空家等対策計画」が令和8年度に計画最終年度を迎えることから、令和9年度を初年度とする次期計画を策定するため、印西市空家等対策計画策定基本方針(案)について付議するものである。

2. 概要

基本方針は以下の内容を定めるものとする。

1. 計画策定(改定)の背景
2. 計画の目的
3. 計画の位置づけ
4. 計画期間
5. 計画改定の基本的な考え方
6. 計画に掲げる事項
7. 計画策定体制
8. 策定スケジュール

(審議の経過)

【資料の補足説明なし】

○前回調査での空き家の数は3,000件程度だったと思うが、数の乖離はなにか。

⇒国の住宅土地統計調査との比較だと思うが、住宅土地統計調査では売却用・賃貸用の住宅なども含めて空き家としており、また全数調査でなく、抽出した地区の結果をもとに全体を推計している。そのため、市の実態調査とは定義も手法も異なる。市の令和7年度の実態調査結果では、空き家数は958件、前回調査は389件である。国の住宅土地統計調査と数え方は異なるが、相対的に空き家が増えているのは確実である。

○数の捉え方が違うにしても、増えているのは間違いないという理解でよい。

⇒お見込みのとおり。ただし、国の統計値はそのまま市内実態を正確に表すかという点は慎重にみる必要がある。

○これまで空き家問題は、危険・管理不全といった面が中心だったが、今後は地域資源としての活用も含めて考えるという理解でよい。

⇒地域資源として活用していけるような計画にしたい。

(意見)

○担当部署だけでなく、地域活動、福祉、移住促進など様々な分野と連携しながら検討する必要があるので、横断的な視点で計画策定を進めてほしい。

○空き家は、これまで「放置されて困るもの」という視点が強かったが、これからは移住促進などの観点も含め、問題化する前の段階から対応し、資産として活用していくことが重要である。

【令和8－10】について、決定

政策決定会議付議書

整理番号	令和8－9	付議年月日	令和8年7月8日
所管部課名	企画財政部企画政策課		
件 名	コンセプトロゴの決定について		
理由及び概要	本市は、これまで人口増加を続けてまいりましたが、令和12（2030）年頃をピークに人口減少局面を迎える見込みです。これからの時代を見据え、人口増加を前提としたまちづくりから「選ばれるまち」への転換が求められています。本市の大きな強みである「住みよさ」に加え、豊かな自然・教育環境・職住近接という特長を再定義し、これからの時代を、人間らしく健やかに暮らしていける未来都市を実現するため、新しいコンセプトロゴを作成しました。このコンセプトは印西市第2次基本計画の経営ビジョン「『緑育職住』近接の、未来都市。」を、市内外の皆さまへわかりやすく伝えるためのメッセージとして位置づけています。		
これまでの経緯	・ 令和8年3月、経営戦略を包含した第2次基本計画を策定し、この中で新たな経営ビジョンを「『緑育職住』近接の、未来都市。」と決定（本ビジョンはブランディングアドバイザーの助言を受け、作成） ・ 経営ビジョンを具現化したコンセプトロゴを検討		
関係法規			
対応方針	承認をいただいた後、コンセプトロゴを活用したブランディングを展開予定。		

注 ※の欄は記入しない。

「住みよさ」の その先へ。

新コンセプトロゴの決定について

令和8年7月8日 | 企画財政部 企画政策課

すぐ
隣り。
べんり
の
みどり
と



印西市
INZAI CITY

■ 策定の背景

人口増加を前提としたまちづくりから、「選ばれるまち」へ。

- ・ 令和12(2030)年頃をピークに、人口減少局面を迎える見込み
- ・ 増加を前提としたまちづくりからの転換が求められる
- ・ 本市の強み「住みよさ」をベースに、多くのまちの中から選ばれるまちへ

■ 印西市の強み

「住みよさ」に、みどり／教育／職住近接を重ねて。

豊かな自然(みどり)

ー里山を有した、日本らしい自然環境

教育環境

ー地域とともに育つ、健やかな学び

職住近接

ー働くと暮らすが、すぐ隣りにあるまち

これらすべてが近くで揃う印西で、人間らしく健やかに暮らせる未来都市を実現する。

■ ブランディングアドバイザー

専門的な助言のもとで、検討を推進。

小林 麻衣子 氏

コピーライター／クリエイティブディレクター

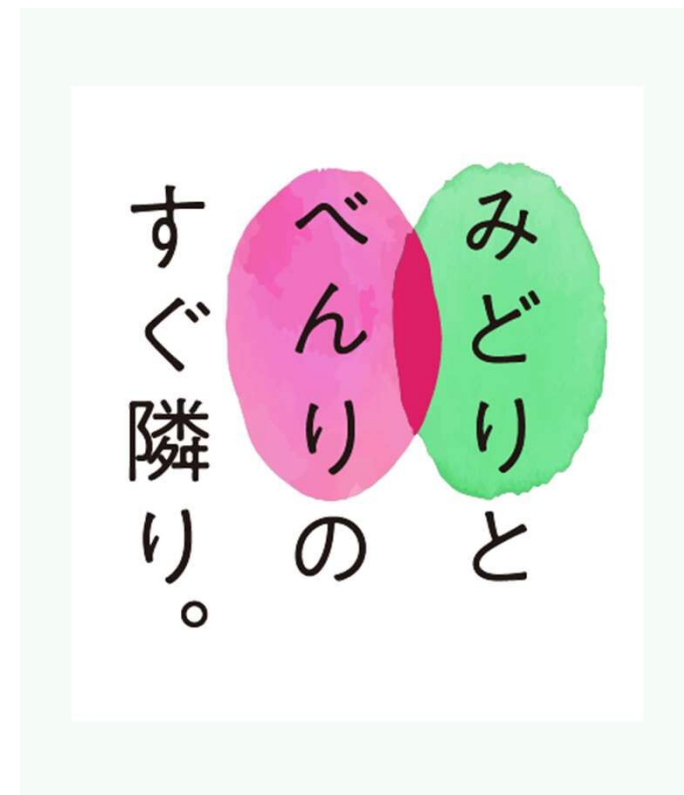
- ・「ことば」を強みに、企業や商品、街のブランディングを手がける専門家
- ・コンセプトロゴの作成にあたり、専門的な助言を受け検討を推進
- ・市の戦略や政策に関するブランディングや企画立案を支援



■ コンセプトに込めたメッセージ

みどり と べんり の すぐ隣り。

- 里山の自然(みどり)と、暮らしやすい都市機能(べんり)が隣り合わせで共存
- その価値を、時代のニーズに合わせてシンプルに表現
- 「都心に近いベッドタウン」という価値を超えて
- 地元を拠点に、心豊かな暮らしを送ることができるまちへ



■ 経営ビジョン / コンセプトロゴ

— 経営ビジョン —

「緑育職住」近接の、未来都市。

印西市第2次基本計画の経営ビジョンを、市内外の皆さまへわかりやすくお伝えするメッセージとして、コンセプトロゴを決定しました。



■ 今後の展開

コンセプトロゴを軸に、 ブランディング戦略を展開。

- 本ロゴを軸としたブランディング戦略の策定を推進し、まちの価値を創出
- 第1弾: 令和8年7月16日運行開始の北総線沿線活性化トレイン 車内広告に展開
- 市民の誇りと愛着の醸成、市外への認知度向上を図る



第1弾 | 北総線沿線活性化トレイン 車内広告(イメージ)

政策決定会議付議書

整理番号	令和8-10	付議年月日	令和8年7月8日
所管部課名	都市建設部開発建築課		
件名	印西市空家等対策計画策定基本方針（案）について		
理由及び概要	1. 理由 令和2年3月に策定した「印西市空家等対策計画」が令和8年度に計画最終年度を迎えることから、令和9年度を初年度とする次期計画を策定するため、印西市空家等対策計画策定基本方針（案）について付議するものである。 2. 概要 基本方針は以下の内容を定めるものとする。 1. 計画策定（改定）の背景 2. 計画の目的 3. 計画の位置づけ 4. 計画期間 5. 計画改定の基本的な考え方 6. 計画に掲げる事項 7. 計画策定体制 8. 策定スケジュール		
これまでの経緯	令和7年度 印西市空家等実態調査 令和8年5月22日 印西市空家等対策検討委員会（書面開催） 令和8年6月1日 印西市空家等対策協議会		
関係法規	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） 印西市空家等の適切な管理に関する条例（令和元年条例第23号）		
対応方針	印西市空家等対策協議会に適宜諮りながら計画策定を進めるものとする。 令和9年1月にパブリックコメントを実施予定		

注 ※の欄は記入しない。

印西市空家等対策計画 策定基本方針（案）

1. 計画策定（改定）の背景

近年、全国的に人口減少や少子高齢化が進展する中で、居住者の死亡や高齢化、介護施設への入所、相続等を契機として利用されなくなった住宅などの建築物（以下「空家等」と言う。）が増加し、これらの空家等の中には、適切な管理が行われていないものも存在し、防災、衛生、景観等の面で、地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、空家等に起因する問題は地域社会における重要な課題の一つとなっています。

本市においても、今後の人口構造の変化や住宅ストックの高経年化を背景として、空家等の増加が想定されており、特に管理が不十分な空家等が周辺環境に及ぼす影響が懸念される状況にあります。こうしたことから、本市では、令和 2 年に印西市空家等対策計画（以下「本計画」と言う。）を策定し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、空家等を取り巻く社会状況の変化や課題の多様化を踏まえ、令和 5 年には空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」と言う。）が改正され、周辺環境に著しい悪影響を及ぼす「特定空家等」となる前の段階から適切な管理や活用を促すため、「管理不全空家等」の位置づけが新たに設けられるとともに、官民連携による支援体制の強化や空家等の活用促進に関する制度が拡充されました。

また、令和 7 年度空家等実態調査を通じて、空家等の分布や状態を把握し、アンケート調査においては発生要因が相続や高齢化など生活環境の変化によるものが多いことや、管理や利活用に関して所有者個人では対応が困難な事案が少なくないことが明らかとなりました。

これらの状況を踏まえ、空家等が問題化してから対応する従来型の対策に加え、管理状況が低下しつつある段階から早期に把握し、適切な支援を行うことがこれまで以上に重要となります。

このような背景から、本市では、現行計画の基本的な目標を継承しつつ、令和 5 年の空家法改正の内容や本市における空家等の実態を踏まえ、空家等対策をより実効性の高いものとするため、本計画を改定するものです。

2. 計画の目的

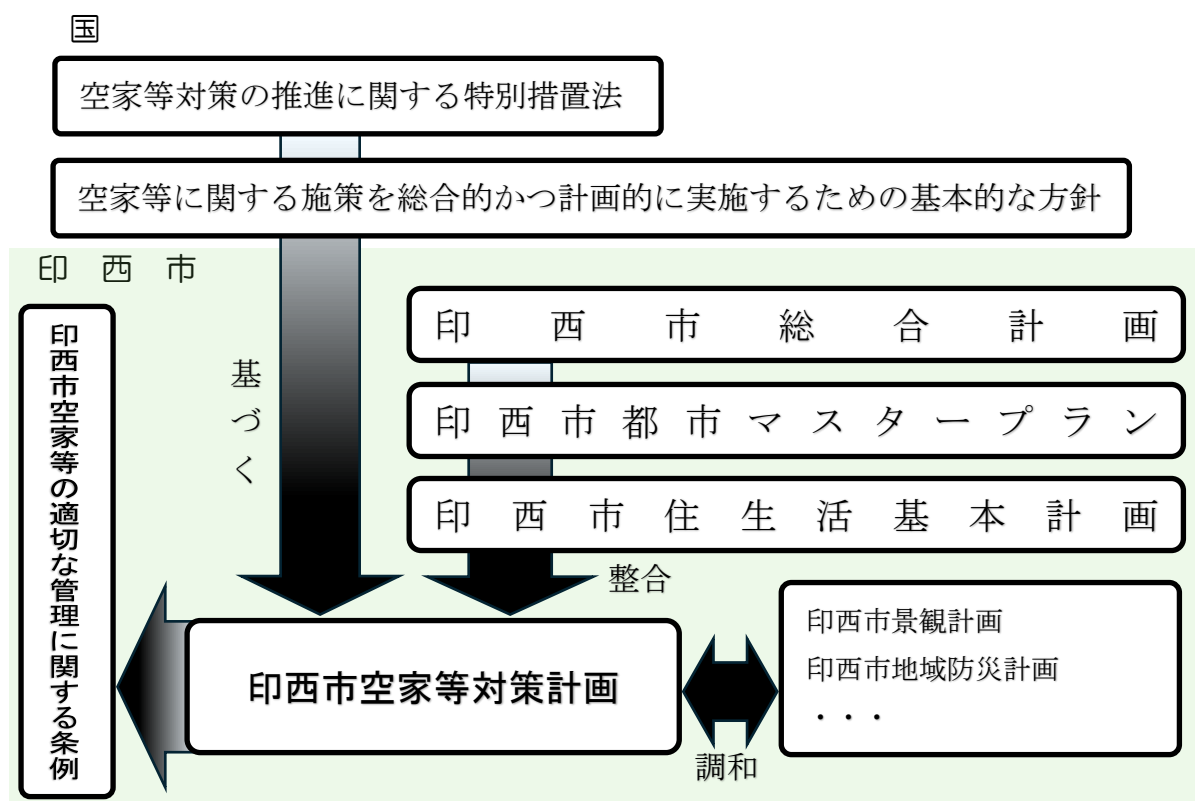
本計画は、空家等がもたらす防災、衛生、景観その他生活環境への悪影響を未然に防止するとともに、空家等を地域の資源として捉え、その適切な管理及び利活用を促進することにより、良好な生活環境の保全と地域価値の維持・向上を図ることを目的とします。

また、本計画は、空家等が「特定空家等」に至る前の段階に着目し、管理が不十分となりつつある空家等について早期に把握し、所有者等への助言・指導や支援を通じて、管理不全状態の是正及び悪化の防止を図ることを重視し、所有者等による適切な管理を

基本としつつ、相続や権利関係、費用負担等により個人での対応が困難な事案については、官民連携を活用した相談・支援体制を整備し、空家等の管理、利活用及び処分に関する円滑な対応を促進することとし、これらの取組を通じて、これまでの本市における空家等対策を問題が顕在化してから対処するものから、悪化を未然に防ぎ、地域の実情に応じて空家等を活かしていくための市の方針を示すものとなります。

3. 計画の位置づけ

本計画は、空家法第7条の規定により、国が定める「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針」に基づき策定するもので、「印西市総合計画」、「印西市都市マスタープラン」及び「印西市住生活基本計画」との整合を図り「印西市景観計画」や「印西市地域防災計画」などの関連する計画と調和を図るものとします。



4. 計画期間

本計画の期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

5. 計画改定の基本的な考え方

計画の改定にあたり、「問題化してから対処する計画」から、「悪化を未然に防ぎ、地域資源として活かす計画」へ転換することを基本的な考え方とします。

①発生抑制・早期対応型への転換

- ・空き家が「特定空家等」になる前段階での把握・指導を重視
- ・「管理不全空家等」を明確に位置づけ、是正を促進
- ・「管理不全空家等」となる前からの早期対応

②官民連携・支援体制の制度的強化

- ・「空家等管理活用支援法人制度」の活用
- ・相談 → 管理・活用・相続までの支援体制の構築

6. 計画に掲げる事項（空家法第7条第2項）

- ① 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- ② 計画期間
- ③ 空家等の調査に関する事項
- ④ 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- ⑤ 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- ⑥ 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- ⑦ 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- ⑧ 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- ⑨ その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

7. 計画策定体制

- ① 印西市空家等対策協議会（令和7年3月17日条例第16号）
空家法第8条に基づき空家等対策計画の策定及び変更に関する協議を行うために設置した印西市空家等対策協議会において適宜協議する。
- ② 印西市空家等対策検討委員会（令和2年3月4日告示第26号）
空家等対策の関係各課により組織した庁内委員会において適宜検討を行う。
- ③ 市民意見公募手続き（パブリックコメント）
市民参加として市民意見公募手続きを実施する。

8. 計画策定スケジュール

令和8年	6月1日	計画の策定基本方針（案）【空家等対策協議会】
	7月	計画の策定基本方針（案）【政策決定会議】
	10月	計画（素案）【空家等対策協議会】
	12月	計画（原案）【空家等対策協議会・政策決定会議】
令和9年	1月	市民意見公募手続き（パブリックコメント）
	2月	計画（案）【空家等対策協議会】※
	3月	計画の決定・公表

※計画（原案）から大きな変更があった場合は政策決定会議に諮る。